

障害福祉サービス事業所・施設における 光熱費等高騰対策一時支援事業 よくあるご質問(FAQ)

Q1 第9号様式、第10-1号様式、誓約書には日付を書かないよう案内されていましたが、記入してしまいました。

A1 日付を記入したまま提出してください。修正する必要はございません。

Q2 送付された書類などに記載されている法人代表者または法人住所が間違っています。

A2 変更した時期や、変更届出書の提出有無によって対応が異なります。

お問い合わせフォームまたは電話にてご連絡ください。

Q3 第10-1号様式の事業所リストに誤りがあります。

A3 「奈良県光熱費等高騰対策医療機関支援給付金」に該当する事業所や、「介護サービス事業所・施設における光熱費等高騰対策一時支援事業」で申請を行った事業所は、本事業の対象外となっております。

また、対象事業所や定員の基準日は令和8年4月1日時点です。

それ以外の場合で誤りがある場合は、お問い合わせフォームまたは電話にてご連絡ください。

【お問い合わせ先】

<https://forms.cloud.microsoft/r/yYSEWdfhA3>

ご都合の良いお時間に折り返しのご連絡またはメールでのご回答を選択できます。
お持ちのスマートフォンなどで二次元コードを読み込んでいただき、必要事項を入力ください。(開設期間:9月24日(木)まで)



奈良県福祉保険部障害福祉課 光熱費等高騰対策一時支援事業 担当

電話 0742-27-8513

ホームページ

<https://www.pref.nara.lg.jp/n064/p013140.html>

